

平成28年5月10日

各報道機関文教担当記者 殿

北陸地区高等教育機関では初！ 金沢大学資料館が「博物館相当施設」に指定

このたび、金沢大学資料館は、平成28年4月26日付けで文部科学大臣から「博物館相当施設」の指定（※1）を受けました。「博物館相当施設」の指定は、北陸地区の高等教育機関では初（※2）となります。

今回、「博物館相当施設」の指定を受けたことにより、これまで以上にさまざまな事業への参加資格が得られることから、今後、地域の文化施設との共同企画展を実施するなど、博物館としての活動を更に充実させ、教育、研究及び社会に貢献する事業を推進していきます。

なお、資料館は、金沢大学に関する文書・資料の収集、保存等を行い、閲覧等の利用に供することを目的として平成元年に設置され、現在、学術と文書資料を合わせ約87,000点を収蔵しています。年間を通じてさまざまな企画展等を行うほか、学術資料のデジタル公開などにも取り組んでおり、平成27年度の来館者数は約8,300名となっています。

【参考】

- ※1 広義での博物館には、博物館法に定める「登録博物館」及び「博物館相当施設」のほか、博物館と同種の事業を行う「博物館類似施設」があります。なお、国立大学法人が設置する施設は、博物館法上、「登録博物館」になることはできません。
「博物館相当施設」とは、博物館の事業に類する事業を行う施設で、学芸員に相当する職員の配置、年間開館日数100日以上等の要件を満たすものです。国又は独立行政法人等が設置する施設は文部科学大臣が、その他の施設は都道府県等教育委員会が指定します。
- ※2 平成23年度の総務省社会調査統計によれば、全国の博物館相当施設349館のうち、独立行政法人又は国立大学法人が設置する施設は27館となっています。

【本件に関する問合せ先】

金沢大学情報部情報企画課（資料館担当）
学芸員 笠原
電話：076-264-5223
e-mail：museum@adm.kanazawa-u.ac.jp

【広報担当】

金沢大学総務部広報室 寺口
電話：076-264-5024